

平成25年度 緑区対話集会開催概要（8月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
1	<p>道路の「止まれ」の文字及び停止線の両方が消えてしまっているのが、大変危険。「止まれ」の標識も小さく、高さも高いので、子どもや自転車には見えにくい。他にも同様の箇所がある。早急に調査して、全く消えているものは直してほしい。</p> <p>《場所》 ①芝原1丁目4-19付近交差点 ②芝原1丁目1 スーパー北東角の丁字路 ③芝原1丁目2 個人宅南東角の丁字路。「止まれ」の標識も曲がっていて、木の枝に隠れている。</p> <p>※いずれも、別添資料に写真・地図あり。</p>	<p>道路標識は道路幅により設置の大きさを変えています。道路幅が大きくはないので、現在設置されている大きさの標識を設置しました。また設置の高さですが、ある程度の高さがないと自動車と接触し曲がってしまうので、現状の高さに設置しています。ご理解をお願いします。</p> <p>③の「止まれ」の標識ですが、現場を確認したところ支柱が曲がっていましたので修繕をいたします。【浦和東警察署】</p> <p>ご指摘のありました①～③の道路標示を含め、平成25年7月中に塗り直しを行いました。【緑区役所くらし応援室】</p>
2	<p>芝原1丁目12-1・個人宅西側の植え込みの高さがあるので、車が出ようとする時、あるいは子どもが道路を渡ろうとする時に見通しが悪く、危険。道路の反対側も同様の状態。</p> <p>そこで、植え込みを長さ10m程を、高さは極端に低く刈り込むか抜いてほしい。また、笹がすぐ伸びるので、その処理もお願いしたい。</p>	<p>平成25年7月4、5日において低木剪定(約50cm)を終えております。また、笹の処理につきましては、客土に笹の根があることから、客土の入れ替えが必要になりますが、現段階では考えておりません。笹が伸びた段階でご連絡をいただければ現地を確認し、対応いたしますので、よろしく申し上げます。【緑区役所くらし応援室】</p>
3	<p>芝原1丁目12-1・個人宅西の交差点他において、運転席から見ると、カーブミラーの角度が合っていないので、死角ができる。車を更に前に出してみようとするので危険なため、調整をお願いしたい。他の所も、点検をお願いする。</p> <p>※別添資料に写真・地図あり。</p>	<p>平成25年7月10日に、カーブミラーの鏡面角度の調整を業者に依頼済みです。また他のカーブミラーの角度調整につきましても、緑区くらし応援室に電話をいただければ、修理を行います。【緑区役所くらし応援室】</p>
4	<p>芝原1丁目24・芝原西公園南東角のカーブミラーの支柱が折れ曲がっているのが、修理をお願いしたい。</p> <p>※別添資料に写真・地図あり。</p>	<p>平成25年7月10日に、カーブミラーの支柱修繕を業者に依頼済みです。【緑区役所くらし応援室】</p>
5	<p>芝原1丁目・松木南公園付近箇所において、信号機の設置、または、横断歩道・一時停止「止まれ」の修正と道路の色づけをお願いしたい。</p> <p>道路がクランクになっており、自動車の進行方向が分かりづらく、子どもを横断させにくい。</p> <p>※別添資料に写真・地図あり。</p>	<p>現状では交通量が少なく信号機の設置に至っていません。横断歩道及び「止まれ」の塗り直しについては、平成25年度に埼玉県公安委員会に要望いたします。【浦和東警察署】</p> <p>ご指摘の交差点付近の道路標示の塗り直しを、平成25年7月に実施しました。併せて運転手に対する注意喚起の看板の設置を行います。【緑区役所くらし応援室】</p>
6	<p>芝原3丁目13番地付近において、矢印信号、または時差式信号の設置をお願いしたい。児童が横断中でも、減速せずにすぐ側までせかすように進入してくる車があり、大変危険であるため。</p> <p>※現在約150名の生徒が利用。過去に死亡事故が起きた現場だと聞いている。</p>	<p>南北の道路についての右折信号及び時差式信号の設置の要望ですが、右折車線を作る道路幅がありませんので、設置することができません。【浦和東警察署】【緑区役所くらし応援室】</p>
7	<p>三室中学校前には横断歩道があるが、交通量が増え、子ども達の横断も多い。子供たちの安全のため、三室中学校北、馬場1-37、2-3番地先の十字路(20m道路)付近に横断歩道を設置してほしい。</p> <p>※三室中学校長、地元住民、三室地区交通安全協会からの要望 ※別添資料に地図あり。</p>	<p>現地を確認しましたが、横断需要が見受けられませんでしたので、横断歩道の設置申請まで至っておりません。また三室中学校南に信号がありますので、そちらの信号を使い安全に渡ってください。【浦和東警察署】【緑区役所くらし応援室】</p>
8	<p>①清水橋、②馬場橋の下排水路沿いの雑草刈り、及び③馬場東公園裏側の低木の刈り込みをお願いしたい。</p> <p>※①～③それぞれ、別添資料に地図あり。</p>	<p>①②につきましては、平成25年8月8日に作業を終えました。③につきましては、毎年8月に刈り込みを行っており、平成25年度も8月に施工済みです。【都市局南部都市・公園管理事務所管理課及び緑区役所くらし応援室】</p>
9	<p>バス通りを横断する歩行者用の信号はあるが(写真①)、通学路である北⇄南への横断歩道に信号機(歩行者用)がない状況(写真②)である。</p> <p>横断する児童の目線からは見えにくく(写真③)、車道の信号を見て渡るように、子どもには説明するしかない現状である。</p> <p>住宅も増加しており、この通学路を使用する児童も増えている中、低学年にも分かりやすく見やすい歩行者用信号の設置を要望する。</p> <p>※別添資料に写真・地図あり。</p>	<p>歩行者用の信号を平成24年10月に埼玉県公安委員会に申請済みです。【浦和東警察署】【緑区役所くらし応援室】</p>

平成25年度 緑区対話集会開催概要（8月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
10	<p>松木自治会エリアの道路が、幹線道路出入りの抜け道となっているため、朝夕の通行量が著しく増加している。登下校時には、児童生徒が危険にさらされている。当初川口市で社会実験として実施され成果をあげ、後に本格実施となった生活道路の最高速度制限30km/hを施行し、危険回避の措置を早急に実現してほしい。</p>	<p>ゾーン30は、ある一定の範囲内(ゾーン)の生活道路において歩行者の安全を確保するため、自動車の最高速度を30Km/hに設定し、歩行者等の通行を最優先に考える交通安全対策です。この事業は、平成23年9月に警察庁より出された通達を受けて、本市においては26地区のゾーンが決定され、平成24年度から平成28年度までの5ヶ年で全地区の整備完了を目標に、現在進めております。</p> <p>緑区においては、東大門2・3丁目地区、東浦和5・6丁目地区、東浦和7丁目地区の3地区が位置づけられておりますが、新規区域指定につきましては、現在26地区の整備が進められており、新たに区域を追加することは、埼玉県公安委員会による最高速度30キロメートルの速度規制を伴うものであることから、警察との調整が必要であり、平成28年度までの期間中では難しいものと考えられます。しかし、個別箇所の道路安全対策につきましては、交通管理者である警察と調整を図って参りたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。</p> <p>【建設局土木部道路環境課】</p>
11	<p>松木3丁目35番地23先の不変的5差路交差点について、信号機の設置、または路面表示等をお願いしたい。</p> <p>この箇所は、急カーブで見通しが悪く、車通りが激しい。5差路の為、四方八方から車が出てきて危険。通学路になっているにも関わらず、歩道が狭い。</p> <p>対策として、信号機の設置、あるいは速度が落ちるような路面への施工、歩道へのガードレールの設置等のご検討をお願いしたい。</p> <p>※子ども達の登下校時に危険を感じ、芝原小学校PTAより要望。 ※別添資料に写真・地図あり。</p>	<p>ご要望いただきました交差点につきましては、平成24年8月に浦和東警察署と合同現場診断を行い、平成25年度中に、区画線、ラバーポールの設置、歩車道境界ブロックの改良等の工事を行い、交差点を改良する予定です。交差点から北側の歩道につきましては、すでにブロックで歩車道が分離されていること、住居への出入り部が多いことから、今回はガードレールの設置を見送ることとしています。</p> <p>【建設局南部建設事務所道路安全対策課】</p> <p>信号機の設置につきましては、交差点形状が複雑なことから、信号での交通整理が難しいので、設置出来ません。【浦和東警察署】【緑区役所くらし応援室】</p>
12	<p>松木1丁目31番地28、芝原1丁目32番地先の横断歩道表示、または危険箇所注意表示等をお願いしたい。</p> <p>※子ども達の登下校時に危険を感じ、芝原小学校PTAより要望。 ※別添資料に写真・地図あり。</p>	<p>横断歩道2ヶ所の設置要望ですが、松木1丁目31番地28先の丁字路交差点に、横断歩道の設置申請を県公安委員会に行います。また併せて丁字路を北に向かう道路につきましては、駐車禁止の申請を県公安委員会に申請します。</p> <p>【浦和東警察署】【緑区役所くらし応援室】</p>
13	<p>新しい道が開通し、スピードを出して直進してくる車が非常に多くなった。たくさん子ども達が通学などで通る道なので、横断歩道もしくは道路標識の設置を希望。</p> <p>※別添資料に地図あり。</p>	<p>現場の公園付近につきましては、平成24年度に三室小学校から要望があり、公園の東側に横断歩道の設置を埼玉県公安委員会に申請済みです。</p> <p>【浦和東警察署】【緑区役所くらし応援室】</p>
14	<p>抜け道になっているため、車、自転車がかなりのスピードで曲がってくることがある。ぶつかりそうになったり非常に危険なため、カーブミラーの設置を希望。</p> <p>※別添資料に地図あり。</p>	<p>現場確認し自治会長と協議により、カーブミラーではなく減速をイメージする道路標示と、外側線を平成25年7月に設置しました。【緑区役所くらし応援室】</p>
15	<p>宮本朝日坂信号に歩行者信号を付けてほしい。</p> <p>※芝小子供会要請で、平成24年～継続提出。 ※別添資料に地図あり。</p>	<p>平成24年度の地区懇談会でも要望がありました。また平成24年度の通学路点検のなかでも要望がありましたことを受け、既に埼玉県公安委員会に申請済みです。</p> <p>【浦和東警察署】【緑区役所くらし応援室】</p>
16	<p>馬場方面から北宿通りを渡り、当自治会内へ入る道路が完成すると、交通環境が変わる。その点について、以下のとおり要望する。</p> <p>①住宅内大通りにある横断歩道をはっきりと書き直してほしい。小学生の通学路になっている。</p> <p>②大通りに速度制限の標識を見やすいよう設置してほしい。</p> <p>③過去に事故が数件起きている、5班Bと6班の十字路は、今以上に危険になる。南北に走る車への停止標識も設置できないか。殆どが、坂道を下ってくる自転車と南北に走り抜ける車の接触事故である。</p> <p>④5班B通りの速度制限標識を見やすい位置に。または、道路表面に書いてほしい。</p> <p>※別添資料に詳細な状況を載せた地図あり。</p>	<p>①横断歩道の塗り直しですが、平成25年4月に埼玉県公安委員会に申請済みです。</p> <p>②速度制限の標識についてですが、標識の大きさは変わりませんが見づらくなっていますので、要望場所以外も含めて平成25年4月に埼玉県公安委員会に申請済みです。</p> <p>③現在は4方向の一時停止の標識設置は行っていません。理由としては、通過する運転手が4方向とも一時停止と判ると、相手が停止するだろうと考え、停止しないで交差点に入り、事故となるケースがあるためです。</p> <p>④速度制限標識を見やすい位置にということですが、現状の設置場所でご理解いただきたい。また、速度の道路標示ですが、早急に埼玉県公安委員会に申請いたします。【浦和東警察署】【緑区役所くらし応援室】</p>
17	<p>電柱に掲示してある住居表示のプレートで、永年劣化等によりキズが付く、取れる、取れそうになっている等のものがある。付け替えをお願いしたい。</p> <p>※別添資料に写真あり。</p>	<p>住居表示のプレートにつきましては、市内全域より地区を選定し、毎年一定量ずつ付け替えを行っております。</p> <p>道祖土地区につきましては、経年劣化等による損傷が激しいことを承知しておりますので、他地区の状況を踏まえながら、できるだけ早く付け替えを実施したいと考えております。【市民・スポーツ文化局区域推進室】</p>

平成25年度 緑区対話集会開催概要（8月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
18	<p>道祖土小学校正門前道路に2ヶ所ある「子供注意」の道路標示、学校北側通用門前の道路に1ヶ所ある「横断歩道の表示」について、何れも薄くなり、消えかかっているため、早急に塗り直し等の処置をお願いしたい。</p> <p>昨年も要望したが、最近の通勤、通学時の交通量の増加に伴い、住民から再度要望があった。</p> <p>※別添資料に地図あり。</p>	<p>横断歩道の塗り直しにつきましては、平成25年度に埼玉県公安委員会に要望いたします。【浦和東警察署】</p> <p>道祖土小学校東側に、合計3ヶ所にある道路標示の「子供注意」につきましては、平成25年7月に2ヶ所の塗り直しを行いました。また、もう1ヶ所のシフト浦和の東側にある「子供注意」につきましては、隣接工事が終了後、路面状況を確認し検討します。【緑区役所くらし応援室】</p>
19	<p>緑区の実態を勘案し、的を絞った現実的な防災対策を検討したい。</p> <p>《理由》</p> <p>緑区内で想定される大規模災害で、津波、土砂崩れ、河川の氾濫等によるものは基本的には考えにくく、最も懸念されるのは、避難する時間的余裕のない突発性の大地震だと思われる。その場合、緑区区長マニフェストに謳われている現状の『避難場所訓練』がどれだけ有効に機能するか。発生直後の大混乱の中で500m、1kmと離れた指定場所に住民が即避難するとは考えられず、また仮に家屋倒壊後に生存者が避難するにしても、当該施設開放に対する連絡体制や収容能力、備蓄規模は現実性を欠いているのではないかと危惧する。</p> <p>確かに、突発性の大地震に全て対応できる体制は困難だとしても、より現実的な備えは最低限必要と考える。一つは、対応エリアの細分化であり、一つには現行避難施設の体制整備である。前者については、発生直後に必要となる救助担架や簡易トイレ等を収納した防災倉庫を、例えば、50～100世帯単位の細分化したエリア内に設置し、それに即した最低限の実践訓練が必要と考える。ただ、倉庫や備品は行政の補助金で対応可能だが、倉庫の設置場所の確保は自治会単独では難しい。行政と自治会が連携して、設置場所の確保(ex.コンビニや店舗、駐車場の一角)を検討、交渉できないか。後者については、例えば突発災害が深夜に発生した場合、現行避難施設の入口や防災倉庫の鍵を誰がどのように開け得るのか、防災無線は機能するのか等、想定される様々なパターン毎に、対応すべき現実的な防災ガイドラインを行政として検討いただきたい。</p> <p>そうした前提が整備されれば、現行の『避難場所訓練』はより有効に機能するのではないかと考える。</p>	<p>本市においては、地震等の災害が起きた場合の一般的なガイドラインとして「避難場所運営マニュアル」、及び各避難場所における施設の利用状況や鍵の所持者等を示した「避難場所施設との協議事項」を作成しており、避難場所運営委員会にもお示ししております。</p> <p>それらを用いて各地域において実践に即した訓練を実施していただき、さらに訓練の結果を踏まえて「避難場所施設との協議事項」の内容や対応方法を更新していくことがご提案の現行避難施設の体制整備、また地域の防災力の向上になりますので、引き続き御協力をお願い申し上げます。</p> <p>また、防災倉庫の設置につきましては、原則設置を希望する自主防災組織において、地域内の状況等を勘案し、設置に適した場所を検討していただく形になりますのでご理解のほどよろしくお願いたします。</p> <p>【総務局危機管理部防災課】</p>
20	<p>第二産業道路沿いの歩道に“ハナミズキ”を植樹し、併せて、街路樹のメンテナンスを定期的を実施願いたい。</p> <p>《理由》</p> <p>緑区の花・木は「サクラ」と「ハナミズキ」であり、『区長マニフェスト』では、「花と緑あふれる心豊かな町づくり」が主要な取組事項となっております。</p> <p>第二産業道路は緑区の中心部を南北に縦断しているにも関わらず、シンボルツリーがない。植樹スペースはまだまだあり、道祖土2丁目周辺では樹木の立ち枯れや消失も目立つ。</p> <p>是非、ハナミズキを植樹して、区長マニフェストで謳う「花と緑あふれる心豊かな町づくり」を加速いただきたいと考える。</p>	<p>第二産業道路沿いの街路樹管理については、低木、中木、高木の剪定を年1回、植樹帯の中の清掃を年4回、除草を年3回定期的に行っております。ご要望のハナミズキの植樹につきましては、現在の植樹は高木のイチョウと低木のツツジが植樹されております。これらは、同一間隔に同一植種で同形、同大の樹木を植栽しているものですので、現状では、裸地部分等にハナミズキを植えることは難しいと考えておりますが、街路樹管理の予算課であります、建設局南部建設事務所道路維持課に要望を伝えます。</p> <p>【緑区役所くらし応援室及び建設局南部建設事務所道路維持課】</p>
21	<p>道祖土地区に市民の窓口(緑区役所の代行機関)設置を検討願いたい。あるいは、緑区の北部地域から緑区役所やプラザイーストへ至るバス路線の新設を支援いただきたい。</p> <p>《理由》</p> <p>緑区役所とプラザイーストは、区民にとって重要なスポットだが、道祖土地区からは約2kmの距離があり、高齢者には不便である。</p> <p>現在、緑区に設けられている市民の窓口は、三室、美園、東浦和、原山、山崎のみであり、バス路線も、浦和駅と東浦和駅からの国際興業バスしかなく、利用できるのは、緑区の南部地域に限定されている。</p> <p>今後の高齢化の進展を勘案した場合、緑区役所とプラザイーストの利便性に何らかの手を打っていただきたい。</p>	<p>支所及び市民の窓口の設置につきましては、平成15年の政令指定都市移行に伴い、各区に区役所ができたことから、区役所から1km以内にある支所等を整理・統合させていただいた経緯がございます。また、本市の公共施設整備においては、新規のハコモリ整備を行わないことなどを原則とする公共施設マネジメント計画を進めており、新規に施設を設置することは困難であると考えております。</p> <p>大変ご不便をおかけいたしますが、既存の支所、市民の窓口の他、原則最終日曜日の区役所休日開庁(8時30分～17時15分)、住民票の写し等のコンビニ交付サービス等も行ってまいりますので、ご利用いただければと考えております。今後も利便性の高い窓口サービスを提供するため、窓口業務の改善を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。</p> <p>【市民・スポーツ文化局区政推進室】</p> <p>これまでバス事業者にも路線の新設や拡充について要望してきましたが、バス事業者からは明白な収益が見込めない限り、路線の新設や拡充は難しいと伺っています。</p> <p>しかしながら、高齢化の進展等、社会情勢が変化する中で、公共交通は、これまで以上に重要な役割を担っていくものと認識しておりますので、ご要望の内容につきましては、バス事業者に強く要望してまいります。</p> <p>【都市局都市計画部都市交通課】</p>

平成25年度 緑区対話集会開催概要（8月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
22	<p>第二産業道路と北宿通りの交差点近辺の歩道が拡張されたことに感謝します。更に、交差点から北宿通りを北浦和駅方向に向かった、県営住宅前までの区間の右側歩道の拡張工事も是非進めていただきたい。</p>	<p>第二産業道路と北宿通りの交差点（通称北宿交差点）の拡幅工事はまだ継続中です。現在は下水道や水道の移設工事を行っており、その工事が完了した後最終的な歩道整備工事に着手し、早期の完成を目指し工事を進めていきます。 【建設局南部建設事務所道路安全対策課】</p> <p>第二産業道路と北宿通りが交差する総合教育センター入口交差点につきましては、歩行者の安全確保、交通の流れの円滑化が急務であることから交差点改良事業を実施しております。しかしながら、歩道の整備は沿線にお住まいの方々のご協力をいただき、新たに道路用地を確保するなど多くの時間と費用がかかるものであり、主要幹線道路等で歩行者交通量が多く、歩道が整備されていない区間等を優先して整備しております。ご提案にあります、交差点より西の北宿通り約100mの区間につきましては、現在のところ、歩道整備の予定はありませんが、今後の計画の参考とさせていただきますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。 【建設局土木部道路環境課】</p> <p>県営住宅より西側200m程度は、大東土地区画整理事業において歩道（北側）を整備したのですが、お問い合わせいただきました区間は、都市計画道路「元町三室線」として位置づけられております。本市では、効率的かつ効果的に道路整備を進めていくため、平成20年度に「本市道路整備計画」を策定し、限られた財源の中で路線を選定し、資金の集中投下を図り、事業を実施しているところでございます。本路線の歩道部の拡幅につきましては、外の事業中路線の整備状況を見据えながら今後検討してまいります。【建設局土木部道路計画課】</p>
23	<p>この問題は、区民の要望（緑地公園や避難所としての再活用）が多いにもかかわらず、一向に進展が見られない。地区別懇談会における平成23,24年度の進捗状況回答を見ても、毎年同じ内容しか返ってこず、時間だけが徒に過ぎている。 市や県との間に入る区役所の苦勞は理解するが、何が今ネックになっているのか、区民として先の署名活動以外に何をすればよいのか、具体的に教えていただきたい。</p> <p>平成23年よりお願いをしている、教育センター跡地利用について、話が進展しているようには思えない。要望に対する清水市長の回答書（平成24年1月27日付け）以後、どの程度話が進展しているのか。埼玉県に対し、「有効活用が図れない（計画がない）場合は、寄附した土地を返還していただきたい」旨、申し入れをしていることは聞いているが、歯車が一向に前へ回転していない。</p> <p>県も市も、跡地の利用計画はないようで、また、土地の3分の2は元々浦和市のものだったので、当時の経緯も踏まえ、県との譲渡交渉を真剣に取り組んでいただきたい。</p> <p>書面で県に要望を申し入れただけでは、事は進まないと思う。譲り受けるための条件等の提示がなされるかもしれないが、丁々発止やってみていただきたい。</p> <p>地域住民1万3千名余りの署名を添えて提出した要望書なので、重く受け止めていただきたい。</p>	<p>埼玉県総合教育センター跡地につきましては、旧浦和市が寄附した土地が含まれていること、地域住民から当該地の利用に関して要望書が提出されているなどから、県民サービス向上等、埼玉県として当該土地の有効活用について検討していただきたいこと、また、有効活用が図れない場合については、寄附した土地を本市に返還していただきたい旨、埼玉県に申入れをしております。</p> <p>その後、土地を所管している埼玉県教育局財務課と、複数回（平成24年度は3回）にわたり協議等を行っておりますが、埼玉県といたしましては、内規により寄附から20年以上経過した土地の返還はできないことになっていること、本市といたしましては、現状が県有地のため活用が図れないことなどから現在に至っております。</p> <p>また、埼玉県へは平成25年5月に確認した際も、現時点での計画は何もないとのことでした。</p> <p>今後も、埼玉県の動向に注視するとともに、必要に応じて協議してまいりたいと考えております。【財政局財政部用地管財課】</p>
24	<p>三室宿地区は、都市化が進み、住宅、住民が増え続けているが、公園等の憩いの場所が少ない。そこで、埼玉県有地である旧浦和三室教職員住宅跡地（三室2181番地・2,299.63㎡）を災害時の避難場所としての機能を有し、安心して子供が遊べ、高齢者の憩いの場所として、安全で使いやすい多目的公園が必要である。また、教職員住宅が廃止され数十年が経ち、無人状態が続く、防犯の観点からも問題が多い。</p> <p>市が取得・活用できるよう、県に対し最大限の働きをしていただき、多目的公園を整備されるようお願いする。</p>	<p>本市では、歩いていける範囲に子供からお年寄りまで誰もが安心して遊べる身近な公園整備を推進しており、公園の全くない地域を優先的に整備を進めております。</p> <p>ご要望の埼玉県職員住宅跡地の周辺は、比較的近隣に公園が整備されており、また、敷地形状が公園に不適であるため、現時点においては公園整備の予定はございません。</p> <p>現在、全市的にバランスのとれた公園整備計画や公園空白地域の解消に向けた検討に取り組んでいるところですので、ご理解いただきたいと思います。 【都市局都市計画部都市公園課】</p>